

中小企業等経営強化法に基づく
経営革新計画 申請の手引き



令和5年4月発行

大阪府商工労働部中小企業支援室
経営支援課経営革新グループ

目次

	ページ
1. 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の概要	1
(1)「経営革新」の定義	1
(2)審査基準	3
(3)審査のポイント	3
(4)支援策の一覧	4
2. 経営革新計画申請手続きの流れ	5
3. 申請者の要件	6
4. 申請窓口	8
5. 申請書類	9
6. 申請書の書き方（記載例・記載要領）	10
7. 承認後	26
(1)計画の進捗状況に関する調査（フォローアップ調査）について	26
(2)承認後のPR方法について	26
(3)支援策について	26
(4)住所や企業名等を変更された場合	26
(5)計画内容に変更の必要が生じた場合	27
8. お問合せ・申請窓口	28

1. 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の概要

大阪府では、中小企業等の経営革新への取り組みを支援するため、「中小企業等経営強化法」に基づき、事業者が自ら策定する新事業計画（経営革新計画）を審査し、一定の革新性、経営の向上、実現可能性のある計画を承認しています。承認企業は、計画達成に向けて様々な支援策の利用申請ができます。

(1) 「経営革新」の定義

中小企業等経営強化法では「経営革新」を以下のように定義しており、本制度ではこれに該当する計画を作成する必要があります。（具体的な申請書の内容については10ページ以降をご覧ください。）

（定義）「事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ること」

I

II

I. 新事業活動とは

- ・以下6つの「新たな取り組み」を言います。
 - ①新商品の開発又は生産
 - ②新役務（サービス）の開発又は提供
 - ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - ④役務（サービス）の新たな提供の方式の導入
 - ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用
 - ⑥その他の新たな事業活動

「新たな取り組み」は個々の事業者にとって「新たな事業活動」であれば、既に他の事業者において採用されている技術・方式等を活用する場合でも、原則、承認対象となります。が、①業種毎に同業の中小企業等の当該技術・方式等の導入状況、②地域性の高いものについては、同一地域における同業他社の当該技術・方式等の導入状況を判断し、それについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については承認対象となりません。

II. 経営の相当程度の向上とは

- ・経営革新による経営の相当程度の向上を示す指標として、付加価値額（又は一人当たりの付加価値額）と給与支給総額があります。

- 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費
(一人当たりの付加価値額は、付加価値額を従業員数で除したもの)
- 給与支給総額 = 納入料 + 賃金 + 賞与 + 各種手当

○経営革新計画の計画期間

①研究開発を実施する期間（以下「研究開発期間」という。）がある場合

「計画期間又は事業期間」欄には、計画期間として、3年間ないし8年間の期間を記載してください。その上で、「研究開発期間」欄には、研究開発を実施する期間を記載し、「事業期間」欄には、計画期間のうち研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間として、3年間ないし5年間の期間を記載してください。

②研究開発期間がない場合

「計画期間又は事業期間」欄及び「事業期間」欄に、事業期間（研究開発期間を除く新事業活動を実施する期間）として、3年間ないし5年間の期間を記載してください。
「研究開発期間」欄は記載不要です。

また、事業期間の最終年において、直近期末の各数値と比較して、以下の伸び率をともに満たすことが必要です。

事業期間の最終年	付加価値額又は一人当たり の付加価値額の伸び率	給与支給総額の伸び率
事業期間3年	9%以上	4. 5%以上
事業期間4年	12%以上	6%以上
事業期間5年	15%以上	7. 5%以上

(2) 審査基準

経営革新計画の審査基準は、次に掲げる①から⑤までのいずれも満たし、かつ、計画全体の目標が実現可能性を有するものであることです。

なお、現に営んでいる事業が関係法令に違反し、又は違反するおそれがある特定事業者、国税若しくは地方税又は社会保険料を滞納し、完納する見込みがない特定事業者その他の公的な支援を行うことが適当でない特定事業者が作成した経営革新計画については、適当である旨の承認を行いません。

※「特定事業者」については、6ページの【表1】をご参照ください。

- ①「新たな取組み」を経営革新の内容としていること。
- ②計画の実行によって、「相当程度の経営の向上」が見込まれること。
- ③新たな事業活動の「実施方法が適切」なものであること。
- ④経営革新計画の事業内容が射幸心をそそるおそれがあること又は公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがある業種等、公的な支援を行うことが適当でないと認められる業種でないこと。
- ⑤経営革新計画が関係法令に違反しないこと又はそのおそれがないこと。

※申請内容について、公的支援機関、金融機関及び関係機関等に照会することがあります。（申請時に本照会に同意する旨の同意書を提出していただきます。）

※承認審査会で、審査基準を満たしていないと判断した場合は、不承認となります。

(3) 審査のポイント

上記（1）、（2）を踏まえ、以下の2点が審査のポイントとなります。

①新規性（比較優位性）

自社にとって新しい取り組みであると同時に同業他社の取り組みと比較した場合にも新しい取り組みであること。

②実現可能性・計画性

マーケットや販路、資金調達方法等が十分検討され、実現可能性の高い計画であること。

(4) 支援策の一覧

経営革新計画の承認を受けると、以下の低利融資や販路開拓の支援など様々な支援策に申請できます。詳細につきましては、別冊子「経営革新計画の承認を受けられた方への支援策」をご覧ください。

【運転資金、設備投資】

- ・ 「中小企業信用保険法の特例」
- ・ 「日本政策金融公庫による融資制度」
- ・ 「日本政策金融公庫 スタンドバイ・クレジット制度」
- ・ 「商工組合中央金庫（商工中金）の融資制度」

【販路開拓】

- ・ 「販路開拓コーディネート事業」
- ・ 「中小企業新商品購入制度」
- ・ 大阪府経営革新計画 「承認企業」「達成企業」シンボルマーク

【キャッシュフローの改善、充実】

- ・ 「中小企業投資育成株式会社法の特例」
- ・ 「起業支援ファンドからの投資」

【経営革新計画の承認とは無関係に受けられる、経営革新に有益な施策】

- ・ 「中小企業ビジネス支援サイト J-Net 21」
- ・ 「設備貸与（割賦・リース）制度」
- ・ 「大阪トップランナー育成事業」

○経営革新計画の承認は、支援策の実行を保証するものではありません。経営革新計画の承認後、利用を希望する支援策の実施機関の審査が別途必要になります。

○支援策の利用を希望する場合は、経営革新計画の申請と並行して支援策の実施機関にあらかじめ相談するなど密接な連絡を取ってください。

2. 経営革新計画申請手続きの流れ

- ・経営革新計画の承認を受けるためには、以下のような手続きが必要です。

1. 新事業計画の策定



2. 申請書（経営革新計画）の作成（⇒記載要領は 10 ページへ）

- ・申請書様式は、大阪府経営支援課ホームページからダウンロードしてください。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keiei/>
- ・申請書は、記載要領に従って記載してください。
- ・計画策定にあたって商工会や商工会議所等からアドバイスを受けることができます。
商工会・商工会議所の窓口 <http://www.osaka-sci.or.jp/map.html>
- ・案件によっては都道府県ではなく、国の地方機関や本省が窓口になることもありますので、ご確認ください。



3. 大阪府経営支援課への申請書の送付

- ・作成した申請書を添付し、連絡先（企業名、担当者名、電話番号）をご記入の上、
電子メールで（keikaku-h17@gbox.pref.osaka.lg.jp）
- 大阪府 商工労働部 中小企業支援室 経営支援課 経営革新グループ あてお送りください。



4. 大阪府経営支援課での面談、訪問調査

- ・事業計画の内容や数値根拠について詳細にお伺いします。
- ・ヒアリング（面談）は最低2回実施します。
《 中小企業支援室経営支援課にて1回、事業所（経営革新計画実施予定工場等）にて1回 》
- ・内容によりましては、ヒアリングが複数回となる場合もございますので、ご了承ください。
- ・専門職員が訪問調査させていただく場合もございますので、ご協力をお願いします。
- ・必要な補正を完了いただいた後、正式に申請受付となります。



5. 承認審査会

- ・承認に際しては、大学教授、弁護士等の外部有識者等で構成する審査会でその適否を審査します。
なお、申請内容の調査確認のために審査を保留する場合があります。



6. 大阪府知事の承認又は不承認

- ・承認後、概ね1年経過及び期間満了時に計画の進捗状況に関する調査を行います。

3. 申請者の要件

- 申請者の要件は以下のとおりです。

- ① 大阪府内に本店登記のある特定事業者であること
(個人事業者の場合は、大阪府内に住民登録があること)
- ② 創業後1年以上の事業実績があること

(1) 「①大阪府内に本店登記のある特定事業者であること

(個人事業者の場合は、大阪府内に住民登録があること)」について

特定事業者として本法の申請対象となる会社及び個人事業者の基準は以下の【表1】となります。

また、【表2】に掲げた組合等も特定事業者として申請対象となります。

【表1】 特定事業者として本法の対象となる会社及び個人事業者の基準

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業（下記以外）	300人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業	500人以下
小売業	300人以下

(注)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

【表2】申請対象者となる組合及び連合会

組合及び連合会	申請対象者となる要件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合	直接又は間接の構成員の2／3以上が特定事業者であること

(注1) 企業組合及び協業組合も特定事業者として本法の対象となります。

(注2) 間接の構成員とは、「直接の構成員の構成員」を指します。直接の構成員が一般社団法人であるなど、中小企業性が判断できない場合、間接の構成員が特定事業者かどうか確認してください。

(注3) 一般社団法人は特定事業者には該当しませんが、その直接又は間接の構成員の2／3以上が中小企業等経営強化法第2条の特定事業者であるものについては、本法の対象となります。

※上記以外の個人・法人について

- ① NPO法人（特定非営利活動法人）は、会社又は個人ではないため、申請の対象外となります。
- ② 医療法人・学校法人等は、それぞれ個別の法律に基づく法人ですが、中小企業等経営強化法第2条に規定する特定事業者には該当しないため、申請の対象外となります。
なお、個人開業医は個人事業主であり、中小企業等経営強化法における特定事業者に該当しますので、申請の対象となります。
- ③ 特許業務法人、税理士法人等の場合は、中小企業等経営強化法第2条に規定する特定事業者に該当すれば、申請の対象となり得ます。

(2) 「②創業後1年以上の事業実績があること」について

- ・申請にあたっては、創業後1年以上の事業実績が必要です。
- ・決算期を1度でも経ている場合は、実情に応じ、例えば半年分の実績があれば、2倍にして1年分の実績として計算する等の対処をとることも可能です。
- ・休眠企業については、休眠明け1年以上の事業実績が必要です。

4. 申請窓口

申請にあたっては、事前に申請書をメールに添付して送信してください。その際、本文に連絡先（社名、担当者名、電話番号）を必ず記載してください。添付資料の提出や面談日の調整等、以降の手続きについて、送付いただいた申請書の内容を確認の上、折り返しご連絡いたします。

また、別途、個別相談も隨時受付しております（事前予約制です）。お気軽にご連絡ください。

大阪府担当窓口

大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課経営革新グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

Tel : 06-6210-9494 Fax : 06-6210-9504

E-mail : keikaku-h17@gbox.pref.osaka.lg.jp

※申請書を送信いただく際は、電話でご一報いただきますようお願いします。

5. 申請書類

申請にあたっては、下記書類が必要です。申請書様式は、大阪府経営支援課のホームページ※からエクセルまたはワードの形式でダウンロードできます。

※<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keiei/>

作成にあたっては「6. 申請書の書き方（記載例・記載要領）」（10ページ以降）を参照してください。

○申請書類

（株式会社・有限会社・組合等法人の場合）

1. 申請書
添付資料
2. 定款（写し）
3. 直近2期分の税務申告済の確定申告書類一式（写し）
4. 前期決算日から直近までの合計残高試算表
5. 会社概要（パンフレット等）
6. 経営革新計画に関する企画書類等の補足資料等（適宜）

（個人事業者の場合）

1. 申請書
添付資料
2. 住民票（写し・申請日より発行3か月以内のもの）
3. 直近2期分の税務申告済の確定申告書類一式（写し）
（青色申告：損益計算書・貸借対照表、白色申告：収支内訳書）
4. 個人事業者の計算式（25 ページ参照）
5. 前期決算日から直近までの合計残高試算表
6. 会社概要（パンフレット等）
7. 経営革新計画に関する企画書類等の補足資料等（適宜）

6. 申請書の書き方（記載例・記載要領）

様式第13

経営革新計画に係る承認申請書

令和 年 月 日

大阪府知事 様

登記簿上の本店所在地
を記載してください。

住 所 大阪市住之江区南港北一丁目14番16号
(本社所在地)
名 称 及 び ○○工業株式会社
代表者の職・氏名 代表取締役 ○○ ○○○

個人事業主の場合は、住民票
の住所を記載。屋号と氏名を
記載してください。

中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき、別紙の計画について承認を受けたいの
で申請します。

記載要領は、

- 同意書
- 日本政策金融公庫国民生活事業への情報提供に関する同意書
も同様です。

ただし、日本政策金融公庫国民生活事業への情報提供に関する同意書は日本政
策金融公庫国民生活事業からお借入をお考えの場合にのみご提出ください。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

法人は法人名、個人事業主は屋号と氏名。
業種は日本標準産業分類の小分類（3桁の数字）の業種名を記載してください。
※業種番号ではなく業種名を記載

大学、公設試、企業などが連携先である場合は連携内容と併せて記載する。
なければ記載不要。

経営革新

申請	本 金・業 種	施 体 制
申請者名： <u>△△工業株式会社</u>	新加工技術を△△大学において検証実験。	
資 本 金：20,000千円	どのような取り組みを行うのか、何故その事業を行うのか、事業のどのような点が新たな取り組みなのか等、計画のポイントを記入。	
業 種：×××製造業		
法 人 番 号：0000000000000000		
新事業活動の類型	経営革新の目標	
<input checked="" type="checkbox"/> 複数選択も可能 1. 新商品の開発又は生産 2. 新役務の開発又は提供 <u>③ 商品の新たな生産又は販売の方式の導入</u> 4. 役務の新たな提供の方式の導入 5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用 6. その他の新たな事業活動	経営革新計画のテーマ：新加工技術開発による生産体制の確立 当社の生産体制は、一般に普及している〇〇技術により、オーダーに応じて受注生産を実施している。当社の製品は高品質であることが既存顧客に認められ、昨今は受注が増加傾向である。しかし、受注増に対応できる生産体制が整っていないため今後の先行きに不安がある。この状況から脱却するため、▼▼といった特徴をもつ■■技術と当社のノウハウを組み合わせ、△△大学で検証実験しながら新たな加工技術を開発する。業界でも目新しい新加工技術による新たな生産体制を確立し、新市場へ参入することにより新規顧客の獲得をめざす。	
計画期間又は事業期間：令和3年12月～令和6年11月		

簡単な経歴（設立年、既存事業内容）を記入。

なし

事業期間：令和3年12月～令和6年11月

経営革新の

ローカルベンチマーク等を用いて、自社の現状を財務情報、商流や業務内容などから分析し、経営課題を記載する。

1. 現状と経営課題

【現状】：当社は●●年に創業、●●年に設立した金属製品製造会社であり、顧客のオーダーに応じて、▲▲製品を受注生産している。以前から、製品の耐久性、安全性の面で好評価を博しており、ここ数年は受注数が増大している。

【課題】：現状の生産体制では、既存顧客の受注に応じることで精いっぱいであり、新規顧客の開拓が困難であるため売上の増加が見込めない。また、原価率の上昇もふまると、当社の課題は、高品質を維持したままスピードアップによる量産体制・低コスト化ができないことだと認識している。

2. 経営革新の具体的な内容（既存事業との相違点、経営戦略における位置付け等）

課題解決に向けた今回の取組みは、新たな■■技術を導入することである。■■技術には▼▼といった特徴があり、これまでに培ったノウハウをベースに■■技術を応用し独自開発することにより、現状の約2倍のスピードアップが見込める。また、製造コストにおいては、現状と比較した場合約2/3が見込める。

◆◆調査の結果によると、類似製品を製造する会社は国内に数社存在するが、今回開発する当社の加工技術は、高品質のまま短納期対応が可能であり、他社と比較しても優位性は高いため、当社が新たにターゲットとするローカルベンチマーク等への参入が見込める。今回の取組みを、生産体制における当社の経営戦略と位置付け、生産スピードアップ・低コスト化を実現し、既存顧客への対応とともに新規顧客を獲得し、売上増をめざす。

経営の向上の程度を示す指標	現 状（千円）	計画終了時の目標値（事業期間）
1 付加価値額	62,382	38.7 (令和3年12月～令和6年11月（事業期間3年))
2 一人当たりの付加価値額	5,198	18.9
3 給与支給総額	45,842	

（別表3）の直近期末の各数値と一致させる。

計画の開始は申請月以降、
計画の終了は決算月を記載。

【伸び率の計算方法】※小数点第2位四捨五入
(最終年度-直近期末) ÷ 直近期末 × 100 = ●●.●%
※直近期末がマイナスの場合
(計算例) 直近期末△5,198 最終年度 6,178
(6,178+5,198) ÷ 5,198 × 100 = 218.9%

具体的な実施内容を記入。
「特許の取得」「〇〇の技術開発」等

(別表2)
実施計画と実績
(は申請段階では記載する必要はない。)

申請時点では、
記載不要。

番号	計 画				実 績		
	実施項目	評価基準	評価頻度	実施時期	実施状況	効果	対策
1	■■技術の導入 (当社技術との組み合わせ検証)	開発コスト	四半期	1-1			
2	〇〇加工機の導入	検収完了	実施時	1-2			
3	新加工技術の検証実験 (△△大学)	社内評価	隔週	1-3			
4	製造人材の採用と人材育成	採用数・スキル	実施時	1-3			
5	既存顧客へのモニタリング調査	回答数	実施時	1-4			
6	新加工技術の改善・改良の検証	製造コスト	毎週	1-4			
7	新加工技術の特許申請	特許取得	実施時	2-1			
8	新加工技術による生産体制の確立	売上高	毎月	2-2			
9	営業人材の採用と人材育成	採用数・スキル	実施時	2-2			
10	新規顧客の市場調査・結果分析	営業会議	実施時	2-3			
11	Webでの販促活動(SNS・HP)	アクセス数	毎週	3-1			
12	業界誌への掲載・チラシ作成	問合せ件数	半年	3-2			
13	展示会出展(東京・大阪・福岡)	商談件数	実施時	3-3			
14	社内(生産)体制の再構築	社内会議	実施時	3-4			

定量化できるものは、定量化した基準を設定してください。

例) 製造コスト、売上高、採用者数、アクセス数 等

定性的な基準でも可能です。

例) 資格取得、開発担当会議、社内会議等

実施項目は開始する時期を自社の決算期にあわせて、4半期単位で記載してください。
例) 11月決算の会社の場合
「1-1」は1年目の最初の四半期(12月～2月)に開始、
「3-4」は3年目の第4四半期(9～11月)に開始することを示します。

自社で計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を記入してください。
例) 毎週、毎月、隔月、半年、1年、実施時 等

計画される年度ごとに毎年新たに取り組む実施項目が必要です。

※同じ実施項目は使えません。

※計画の始期の4半期(本例では 1-1 期)に実施する項目を必ず記載してください。

3年計画の場合は3年後まで記入してください。

別表3は千円単位の記載です。

※円単位で積み上げ、千円未満を切り捨ててください。

(別表3)

経営計画及び資金計画

参加特定事業者名

○○工業株式会社

(単位 千円)

	2年前 (令和元年 11月期)	1年前 (令和2年 11月期)	直近期末 (令和3年 11月期)	1年後 (令和4年 11月期)	2年後 (令和5年 11月期)	3年後 (令和6年 11月期)	4年後 (年 月期)	5年後 (年 月期)	6年後 (年 月期)	7年後 (年 月期)	8年後 (年 月期)
①売上高	244,421	257,000	241,204	250,000	270,000	300,000					
②売上原価	190,321	192,420	183,760	191,500	200,000	220,300					
③売上総利益 (①-②)	54,100	64,580	57,444	58,500	70,000	79,700					
④販売費及び 一般管理費	51,514	51,873	50,437	52,000	62,700	71,200					
⑤営業利益 (③-④)	2,586	12,707	7,007	6,500	7,300	8,500					
⑥経常利益	2,435	12,587	6,907	6,250	7,000	8,300					
⑦給与支給総額	50,000	48,442	45,842	48,124	54,480	63,560					
⑧人件費	55,060	53,350	50,487	53,000	60,000	70,000					
⑨設備投資額	-	-	-	16,000							
⑩運転資金	-	-	-	42,000	45,000	50,000					
普通償却額	6,090	5,849	4,888	7,500	8,200	8,000					
特別償却額											
⑪減価償却費	6,090	5,849	4,888	7,500	8,200	8,000					
⑫付加価値額 (⑤+⑧+⑪)	63,736	71,906	62,382	67,000	75,500	86,500					
⑬従業員数	12	12	12	13	14	14					
⑭一人当たりの 付加価値額(⑫÷⑬)	5,311	5,992	5,198	5,153	5,392	6,178					
⑮資金調達額 (⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪)											
政府系 金融機関				30,000	25,000	15,000					
民 金融機 関				16,000		15,000					
自己資 本				12,000	20,000	20,000					
その他											
合 計				58,000	45,000	50,000					

(各種指標)

※個人事業主の場合は、25ページの計算式
「給与支給額」を用いて算出してください。

「付加価値額」

「一人当たりの付加価値額」：付加価値額 ÷ 従業員数

「営業利益」：売上総利益（売上高 - 売上原価）- 販売費及び一般管理費

⑦給与支給総額は、

- ・3年計画 ⇒ 4.5%
- ・4年計画 ⇒ 6%
- ・5年計画 ⇒ 7.5%

 以上の伸び率が必要。

⑫付加価値額

又は

⑯一人当たりの付加価値額は、

- ・3年計画 ⇒ 9%
- ・4年計画 ⇒ 12%
- ・5年計画 ⇒ 15%

 以上の伸び率が必要。

※計画終了時点は「正の値」
としてください。

⑯資金調達額合計=

⑨設備投資額 + ⑩運転資金
です。

合計と一致するように調達先
別の内訳を記入してください。

2年前、1年前、直近期末の
数値は決算書の数値を記入。
※申請書提出時期が決算月の概
ね前後2ヶ月程度で、直近期末
に見込み数値を利用する場合は
「別紙1」の作成が必要です。

※記載については、円単位での計算を行い千円未満切捨て

付加価値額等の算出方法について、それぞれ（はい・いいえ）を回答。

（算出時における留意点）

人数、人件費に短時間労働者、派遣労働者に対する費用を算入しましたか。

（はい・いいえ）

減価償却費にリース費用を算入しましたか。

（はい・いいえ）

従業員数について就業時間による調整を行いましたか。

（はい・いいえ）

⑥経常利益について 決算書の経常利益を記載してください。

⑦給与支給総額について

役員並びに従業員に支払う給料、賃金及び賞与のほか、給与所得とされる手当（残業手当、休日出勤手当、家族（扶養）手当、住宅手当等）を含み、給与所得とされない手当（退職手当等）及び福利厚生費は含みません。

⑧人件費について

以下の各項目の全てを含んだ総額にしてください。ただし、これらの算出ができない場合においては、平均給与に従業員数を掛けることによって算出ください。

- ・売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含んだもの）
- ・一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入れ、福利厚生費、退職金及び退職給与引当金繰入れ
- ・派遣労働者、短時間労働者の給与を外注費で処理した場合の当該費用

⑩運転資金について

様々な算出方法がありますが、企業の実情に応じてご記入ください。

ヒアリング時に算出根拠をお聞きします。

算出方法例)　・売上債権十棚卸資産一仕入債務　・流動資産（現金預金を除く）一流動負債
　　・売上高×（2／12月）

⑪減価償却費について

以下の各項目の全てを含んだ総額にしてください。ただし、各費用項目が把握できない場合は、当該項目については省いてください。

- ・減価償却費（繰延資産の償却額を含む。）
- ・リース・レンタル費用（損金算入されるもの）

⑭一人当たりの付加価値額について

- ・勤務時間によって人数を調整してください。
- ・従業員数の定義については、付加価値額の定義との整合性が必要です。
　　例えば、派遣労働者や短時間労働者に係る経費を付加価値額に算入した場合は、分母にも加える必要があります。（その際には、勤務時間によって人数を調整する必要があります。）

(別表4)

参加特定事業者名 〇〇工業株式会社

導入年度は企業の事業年度(※)を記載。

設備投資計画(経営革新計画に係るもの)

(単位 円)

	機械装置名称	導入年度	単価	数量	合計金額
1	〇〇加工機	令和3年度	16,000,000	1	16,000,000
2					
3					
4					
5					
6					

経営革新計画(新事業)を進めるのに必要となる機械装置、器具備品、土地、建物、構築物等を記入。
(ただし、土地は支援策である低利融資の対象とはなりません。)

※事業年度について

例)直近期末令和3年11月の会社の場合
1年目(令和3年12月～令和4年11月期)
は令和3年度となります。

運転資金計画(経営革新計画に係るもの)

(単位 円)

年 度	金 領
令和3年度	0
令和4年度	3,300,000
令和5年度	8,300,000

導入年度は企業の事業年度(※)を記載。

経営革新計画(新事業)の実施に必要な運転資金を記載。

例)経営革新計画(新事業)の予定
「売上高」(別紙3)の約2か月分
 $\Rightarrow 20,000\text{千円} \times (2/12\text{月}) = 3,300\text{千円}$

「⑨設備投資額」及び「⑩運転資金」とともに、
・別表3 ⇒ 会社全体(既存事業+新事業)の数値
・別表4 ⇒ 経営革新計画(新事業)の数値

別表3 ≥ 別表4

(別表5)

組合等が研究開発等事業に係る試験研究費に充てるためその構成員に対して賦課しようとする負担金の賦課の基準

(単位 千円)

試験研究の名称	年度	賦課基準	負担金の合計 及びその積算根拠	構成員別の賦課金額 及びその積算根拠

※「組合等」とは、「特定事業者（中小企業等経営強化法第二条第五項第七号及び第八号に掲げる者に限る。）」を指しています。

※「構成員」とは、直接又は間接の構成員を指しています。

「別表5」は組合で申請する場合のみ作成してください。個別特定事業者やグループで申請する場合は作成の必要はありません。

「賦課基準」については、生産数量（金額）、従業員数、出資金額等具体的に記載してください。

(別表6)

関係機関への連絡希望について

関係機関への承認を受けた旨の連絡について希望の有無を記載してください。

但し事前に相談を行っている支援機関に限ります。

計画が承認された場合に、当該承認を受けた計画の内容について下記関係機関に送付することを希望する場合には、当該箇所に○を記載してください。**(但し事前に相談を行っている支援機関に限ります。)**

なお、この関係機関への連絡希望については、それぞれの支援を保証するものではありません。

承認書類の送付を希望する機関名	送付の希望の有無
大阪中小企業投資育成株式会社 〒530-6128 大阪市北区中之島 3-3-23 中之島ダイビル28階	有 • 無
大阪信用保証協会 〒530-8214 大阪市北区梅田 3-3-20 明治安田生命大阪梅田ビル 4 階	有 • 無
株式会社日本政策金融公庫 （ ）支店 中小企業事業 〒 - 住所 （ ☆☆ ）支店 国民生活事業 〒□□□-□□□□ 住所 大阪市××区×××町×丁目×番×号	融資相談済みで送付希望有りの場合は、送付先支援機関名、送付先住所を記載。 有 • 無
（ ）商工会・商工会議所 〒 - 住所	有 • 無
その他の機関（機関名 ○○銀行△△支店） 〒□□□-□□□□ 住所 大阪市××区×××町×丁目×番×号	有 • 無
その他の機関（機関名 ） 〒 - 住所	有 • 無
その他の機関（機関名 ） 〒 - 住所	有 • 無

経営革新計画等の公表に関するお願い

「経営革新計画」が承認された場合、記載内容をホームページで公表する意向ですか。以下の該当する項目に○印及びホームページアドレスを記入してください。

①企業名	(可) <input type="radio"/> • 否)	
②代表者名	(可) <input type="radio"/> • 否)	
③資本金	(可) <input type="radio"/> • 否)	
④従業員数	(可) <input type="radio"/> • -	
⑤所在地	(可) <input type="radio"/> • 否)	
⑥電話番号	(可) <input type="radio"/> • 否)	可の場合 公表住所 (大阪市住之江区南港北一丁目14番16号)
⑦経営革新計画の概要	(可) <input type="radio"/> • 否)	

大阪府のホームページで、承認企業一覧を掲載しています。
公表の可否について、選択してください。⑤所在地、⑥電話番号が公表可の場合は、公表する住所と電話番号を記載してください。

※企業名及びテーマについては、公表についてご協力ください。

下記の内容が大阪府のホームページに掲載されます。

経営革新計画のテーマ及び内容をご記入ください。(内容は150~200字程度)

経営革新計画の テーマ	新加工技術開発による生産体制の確立
当社の生産体制	般に普及している〇〇技術により、顧客からのオーダーに応じて受注生産を実行する特徴をもつ■■技術と当社のノウハウを組み合わせ、△△大学で検証された技術を開発する。業界でも目新しいこの新技術の開発により、新たな生産体制を確立し、高品質・短納期化を実現する。

⑧貴社のホームページへのリンク (可) • 否)

貴社のホームページアドレス <https://www.〇〇kougyou.html>

(可の場合、大阪府ホームページの承認企業一覧からリンクします)

(参考) 大阪府経営革新計画ホームページ <https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keiei/index.html>

計画の内容については、150~200字程度で記載してください。

今後の連絡方法及び連絡先

(フォローアップ調査などの諸連絡や、メールマガジンなど)

FAX 番号: [××\(××××\)×××](#)
e-MAIL メール: 〇〇kougyou@technology.ne.jp

大阪府から連絡する場合の連絡先を必ず記載してください。

※経営革新計画承認申請にあたり活用を予定している支援策(該当する欄に○を記入してください。)

信用保証特例	政府系 低利融資制度	高度化 融資制度	食品流通構造 改善促進機構によ る債務保証	スタンバイ・ クレジット 制度	起業支援ファンド・ 中小企業投資育成 機からの投資	販路開拓	ものづくり・商業・ サービス生産性向 上促成補助金	その他
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>						<input type="radio"/>	

別紙1は申請時期が決算期の前後(概ね決算日の前後2ヶ月程度)で、別表3の直近期末に予測数値を使用する場合に作成してください。

(別紙1)

令和3年11月直近期末見込み 決算表

(単位 円)

経費科目	令和2年12月 ～令和3年9月実績	令和3年10月 ～令和3年11月予測	令和2年12月 ～令和3年11月合計予測
売上高	211,003,916	30,200,784	241,204,700
売上原価	160,362,976	23,397,624	183,760,600
売上総利益	50,640,940	6,803,160	57,444,100
販売費・一般管理費	44,801,773	5,635,327	50,437,100
営業利益	5,839,166	1,167,834	7,007,000
経常利益	5,801,880	1,105,120	6,907,000
給与支給総額	7,838,982		45,842,000
人件費	8,606,645		50,487,000
減価償却費	4,888,400		4,888,400
付加価値額	—		62,382,400
従業員数	—		12
一人当たり付加価値額	—	—	5,198,533

※申請時期が決算期の前後(概ね決算日の前後2ヶ月程度)で、別表3の直近期末に予測数値を使用する場合は、上記直近期末試算表を作成の上、添付してください。

※算出方法には以下のような方法があり、ケースにより適宜算出してください。(詳しくは受付窓口にご相談ください。)

- 1 実績合計残高試算表に基づき12ヶ月換算する。
- 2 季節変動がある場合は、試算表の今期累計額に今期残期間と同様の割合を乗じる。
- 3 決算見込額による。(未収・未払等の確定見込みや対前年比等)

左の2列(実績+予測)の数値を合計し、別表3の直近期末の欄に転記してください。

(別紙2)

補足資料

今回の取り組みの設問について、詳しく記入をお願いします。
※別紙2については、同様の項目が網羅されている「事業計画書」
や「企画書」等の資料があれば作成は不要ですが、
資料の何ページに記載があるか、各項目に記載してください。

別紙2については、「事業計画書」や「企画書」等の資料を作成されている場合は、改めて補足資料の作成は不要です。ただし、以下のような項目が網羅されていること。

1. 新規性について

- (1) 新たな取組みに関する競合（類似）商品・サービス・技術・生産方式・販売方式の状況について
○競合（類似）する商品の、名称、機能、価格など特徴を記入してください。

競合他社との比較は下記のとおり。

- ・(株)◆◆製作所【製品名称：◆◆】【生産方式：〇〇技術】、【製品機能：高】
 - ・(株)■■■工作所【製品名称：■■■】【生産方式：〇〇技術】、【製品機能：中】
 - ・▲▲鉄工所(株)【製品名称：▲▲】【生産方式：〇〇技術】、【製品機能：中】
- ⇒ **当社【製品名称：★★】【生産方式：★★技術】、【製品機能：高】**

- (2) 新商品、新サービス、新技术、新生産方式、新販売方式の特徴について

- 他社商品や既存商品等と比較して、品質・機能面などで異なる点や優れている点（比較優位性）を、箇条書きで記入してください。

競合他社との比較は下記のとおり。

- ・(株)◆◆製作所【製品名称：◆◆】【特徴：複雑形状加工への対応はある程度可】、【品質：高】
 - ・(株)■■■工作所【製品名称：■■■】【特徴：複雑形状加工への対応はある程度可】、【品質：中】
 - ・▲▲鉄工所(株)【製品名称：▲▲】【特徴：複雑形状加工への対応はある程度可】、【品質：中】
- ⇒ **当社【製品名称：★★】【特徴：独自加工技術により複雑形状加工への対応は可】、【品質：高】**

- 価格・コスト面で他社商品等と異なる点を、箇条書きで記入してください。

競合他社との比較は下記のとおり。

- ・(株)◆◆製作所【製品名称：◆◆】【価格：11万円】
 - ・(株)■■■工作所【製品名称：■■■】【価格：8万円】
 - ・▲▲鉄工所(株)【製品名称：▲▲】【価格：9万円】
- ⇒ **当社【製品名称：★★】【価格：6万円】（従来：9万円）**

- その他（生産リードタイムなど）特徴的なことを記入してください。

競合他社との比較は下記のとおり。

- ・(株)◆◆製作所【製品名称：◆◆】【納期：3週間程度】
 - ・(株)■■■工作所【製品名称：■■■】【納期：4週間程度】
 - ・▲▲鉄工所(株)【製品名称：▲▲】【納期：4週間程度】
- ⇒ **当社【製品名称：★★】【納期：2週間程度】（従来：4週間程度）**

独自加工技術の開発により加工時間の短縮が図れる。加工時間の短縮により、原材料及び仕掛品在庫の削減が可能となり、低コスト化につながる。

②知的財産権等の状況について、書類をコピー添付してください。

③技術的な裏付けを示すデータ及びその他試験結果について、コピー添付してください。

*申請計画に「技術に関する研究開発及びその成果の利用」を伴う場合は、研究開発の内容や図面、科学的データ等審査で必要と考えられる資料をヒアリング時に提出願う場合もありますので、ご了解ください。

2. 実現可能性について

(1) 新たな取組みの販売及び販売促進活動について

①ターゲットとなる市場とその規模

(地域的なものもあれば記入してください。規模はターゲットとなる事業者の数等概算で結構です。)

総合マーケティング会社の(株)××経済総合研究所は、2021年〇月〇日に「□□関連部品の国内市場調査」結果を発表した。これによると、☆☆の影響により、2019年の□□関連部品の国内市場は20億円であったが、2020年には約4.6倍の93億円に達したと報告されている。今後もしばらくは☆☆の影響を受け本市場は拡大するものと予想される。新市場の拡大見込みや新技術開発による高品質・短納期・低コスト化の実現による他社との差別化により、当社の新規参入が見込める。

当社は本市場の約 0.5%~1%の獲得をめざす。

②販売ルート

(既存ルート活用あるいは新規ルート開拓か。新規ルート開拓の場合は開拓方法も記入してください。)

【既存ルート活用】

従来通りを維持する。

【新規ルート開拓】

既存顧客からの口コミ評価、Webでの営業活動等により新規顧客の開拓を行う。

③ユーザーの獲得方法、PR活動の実施計画等

【既存顧客】

訪問営業、チラシ配布

【新規顧客】

ホームページリニューアル、SNS等による拡散、業界誌への掲載、展示会への出展

(2) 新事業の実施体制について

①大学、他社との連携がありましたら、その名称と役割等を記入してください。

△△大学で検証実験を行う際には、技術アドバイザーである○○教授からの助言・指導を仰ぐ。

②社内の組織体制（新たな取組みをどのような社内体制で行うのか記入してください）。

本事業は当社において非常に重要な位置付け（生産体制における経営戦略）となっているため、代表取締役を筆頭に、工場長を新技术開発の統括責任者として生産部門全員体制で取り組む。

③人材の獲得及び育成(今後の雇用計画や人材教育計画について記入してください)。

- ・製造人材については、新技術開発及び設備導入時期等をふまえ1年目（令和3年度）に1名の採用を予定している。
 - ・営業人材については、新生産体制の時期等をふまえ2年目（令和4年度）に1名の採用を予定している。
なお、人材育成については、採用後OJTを中心に定期的な研修の実施を予定している。

(3) 新事業を遂行するに当たって関係する法律

該当なし

別表3（記載例 13ページ）と数値が連動します。

(別紙3)

(1) 既存事業及び新事業売上と営業利益計画

(単位 千円)

		1年後 (令和4年 11月期)	2年後 (令和5年 11月期)	3年後 (令和6年 11月期)	4年後 (年 月期)	5年後 (年 月期)	6年後	7年後	8年後
売 上 高	既存事業	250,000	250,000	250,000					
	新 事 業			20,000	50,000				
営 業 利 益	既存事業	6,500	6,500	6,500					
	新 事 業			800	2,000				

別表3の①売上高、
⑤営業利益について、それぞれ
「既存事業」、「新事業」での
数値を記入してください。

※既存事業、新事業ともに算定にあたっての考え方をヒアリング時にお聞きします。

(2) 資金調達等相談概要

(単位 千円)

	区分	事前相談済	1ヶ月以内未済	2ヶ月以内未済	3ヶ月以上未済
政府系金融機関	日本政策金融公庫 (支店) 【中小企業事業】				
	日本政策金融公庫 (★★支店) 【国民生活事業】	済・未		30,000	25,000
民間金融機関	○○銀行△△支店 (大阪信用保証協会利用あり)	済・未		16,000	
	銀行 支店 (大阪信用保証協会利用あり)	済・未			
	銀行 支店 (保証協会利用なし)				
	銀行 支店 (保証協会利用なし)		保証協会を利用しない 場合は、こちらの欄。		
自己資金	自己資金			12,000	20,000
その他	その他(リース等)	済・未			
	合 計			58,000	45,000

※別表3の⑮資金調達額について、その調達先、事前相談の状況、調達額を記入してください。

経営革新計画申請にあたっての確認書

下記確認項目の①～⑧が「いいえ」のときは、原則として経営革新計画は承認されません。
また、下記確認項目の⑨～⑩が「いいえ」のときは、金融機関からの経営革新に係る融資は原則としてご利用いただけません。(日本政策金融公庫【中小企業事業・国民生活事業】、保証協会等共通)

確認項目を確認のうえご回答ください。

	確認項目	チェック
①	「新たな取組み」を経営革新の内容としている	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
②	計画の実行によって、「相当程度の経営の向上」が見込まれる	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
③	新たな事業活動の「実施方法が適切」である	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
④	経営革新計画の事業内容が射幸心をそそるおそれがない	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
⑤	公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがない業種である	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
⑥	経営革新計画が関係法令に違反しないこと又はそのおそれがない	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
⑦	現に営んでいる事業が関係法令に違反しておらず又は違反するおそれがない	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
⑧	国税若しくは地方税又は社会保険料を滞納していない	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
⑨	既存借入について返済猶予等の条件変更をしていない又は延滞や約定返済の不履行がない	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ
⑩	破産、民事再生手続き、会社整理等の法的整理を申し立てていない	<input checked="" type="checkbox"/> はい・いいえ

※申請内容等については、提出いただいた「同意書」にもとづいて関係機関等に照会することがあります。

また、必要に応じて納税証明書等を提出いただきます。

全ての項目について回答後、会社名と代表者の
職・氏名の記入をお願いします。

上記記載内容を理解し、確認しました。

名称及び
代表者の職・氏名

〇〇工業株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇〇

中小企業等経営強化法に関するアンケート調査

この調査は、中小企業等経営強化法に基づく承認申請をいただいた皆様に、本法及び支援策についてどのような経路で情報を得られたか、支援機関がどの程度関与したかをお尋ねし、今後の広報手法並びに支援機関における支援内容の充実・向上をはかる事を目的としています。主旨をご理解の上、アンケートへのご協力をお願いします。

＜各設問について、該当するものに○印等を付けてください。＞

1 中小企業等経営強化法について、どのような形でお知りになりましたか。

- | | | |
|--------------------------------|--------------|------------|
| ①ホームページ | ②広報誌（紙）・パンフ等 | ③商工会・商工会議所 |
| ④政府系金融機関 | ⑤民間金融機関 | |
| ⑥税理士・中小企業診断士・経営コンサルタント会社等の支援機関 | | |
| ⑦過去に経営革新計画の申請承認を受けている | | |
| ⑧その他（ ） | | |

2 1で①と回答された方は、以下のいずれのホームページをご覧になりましたか。

- | | | |
|-------------------|--------|------------------|
| ①大阪府 | ②中小企業庁 | ③商工会・商工会議所（名称： ） |
| ④その他のホームページ（名称： ） | | |

3 1で②と回答された方は、以下のいずれの広報誌等をご覧になりましたか。

- | | |
|-------------|------------------|
| ①大阪府 | ②商工会・商工会議所（名称： ） |
| ③金融機関（名称： ） | |
| ④その他（名称： ） | |

4 1で③商工会・商工会議所と回答された方は、次の(1)、(2)について、お答えください。

(1) どの商工会・商工会議所から情報等を得ましたか。

(OO) 商工会・**商工会議所** (対応(担当) 経営指導員名: OO OO 氏)

(2) 申請書作成等についての関与の度合については、どのようなものでしたか。

- ①紹介を受けただけ ②申請書の作成について指導を受けた ③企画書作成について指導を受けた

5 1で④又は⑤と回答された方は、どちらの金融機関等で情報を得ましたか。

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ①日本政策金融公庫（ 支店）【中小企業事業】 | ②日本政策金融公庫（ 支店）【国民生活事業】 |
| ③商工組合中央金庫（ 支店） | ④大阪信用保証協会（ 支店） |
| ⑤民間金融機関（名称： 銀行・信金・信組・信託銀行 支店 ） | |

6 1で⑥税理士・中小企業診断士・経営コンサルタント会社等の支援機関と回答された方は、次の(1)、(2)について、お答えください。

(1) どの支援機関から情報を得ましたか。

()

(2) 申請書作成等についての関与の度合については、どのようなものでしたか。

- ①紹介を受けただけ ②申請書の作成について指導を受けた ③企画書作成について指導を受けた

個人事業主の申請の場合（青色申告の場合）

別表3 経営計画及び資金計画の実績値の入力の際には、個人事業者の計算式を利用した上で、別表3に転記をしてください。申請時には申請書と併せてこのシートをご提出ください。

様式は、大阪府経営支援課のホームページからエクセル形式でダウンロードできます。（<https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keiei/yousikisyuu.html>）

（個人事業者の計算式）

令和2年12月

このシートは、申請時に申請書と併せて、メールにてご提出ください。

※「一般管理費」「給与支給総額」「人件費」に加算の320万円は、個人事業者の報酬該当分を総務省統計局の情報を参考に算出したものです。

売上高	売上収入金額		
0			
売上原価	売上原価欄の差引原価		
0			
一般管理費	経費合計	- 利子割引料等	+ 専従者給与 + 320万円
3,200,000			3,200,000
営業利益	売上総利益(差引金額)	- 一般管理費	
-3,200,000	0	3,200,000	
経常利益	営業利益	- 利子割引料等	
-3,200,000	-3,200,000	0	
給与支給総額	給料賃金	+ 専従者給与 + 320万円	
3,200,000		0	3,200,000
人件費	給料賃金	+ 福利厚生費 + 退職金等	+ 専従者給与 + 320万円
3,200,000	0		0
減価償却費	減価償却費	+ リース料	
0			
付加価値額	営業利益	+ 人件費 + 減価償却費	
0	-3,200,000	3,200,000	0
一人当たりの付加価値額	付加価値額	÷ 従業者数	
#DIV/0!	0		

黄色のセル（着色部分）に、所得税青色申告決算書の科目を入力してください。白色のセル（無色部分）については、自動計算されるので、入力は不要です。

7. 承認後

(1) 計画の進捗状況に関する調査（フォローアップ調査）について

経営革新計画の承認後、概ね1年経過及び期間満了時に、中小企業等経営強化法に基づいて計画の進捗状況に関する調査を実施します。

(2) 承認後のPR方法について

経営革新計画の承認は、中小企業が新たに取組む事業計画について、一定の革新性、経営の向上、実現可能性等の有無を審査し、承認するものです。新しい商品の品質やサービスの内容を保証するものではありませんので、消費者に誤解が生じないようご注意ください。

なお、パンフレットやホームページ等において、承認を得た旨をPRする場合は、次のとおり表記してください。

- 令和〇年度 中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画承認企業（又は事業）
- 令和〇年度 経営革新計画承認企業（又は事業）

(3) 支援策について

経営革新計画の承認は支援策が利用できることを保証するものではありません。支援策の申請対象となったということであり、計画の承認を受けた後、それぞれの支援機関における審査が別途必要となります。支援策の利用を希望する場合は、経営革新計画の申請と並行して支援策の実施機関にあらかじめ相談するなど密接な連絡を取ってください。

(4) 住所や企業名等を変更された場合

承認後、企業名、住所、連絡先等を変更された場合は、変更事項届出書に、当該事項が変更されたことが証明できる書類（履歴事項全部証明書等※写しでも可）を添えて届出をしてください。届出様式は下記ホームページよりダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keiei/hennkou.html>

(5) 計画内容に変更の必要が生じた場合

以下のア～オの要件に該当することとなった場合には、「承認経営革新計画の変更に係る承認申請（様式第14）」に必要書類を添えて、大阪府へ変更の申請をしてください。

様式や必要書類等の詳細については下記ホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keiei/hennkou.html>

【変更申請該当要件】

- ア 別表2に係る実施項目の内容が、承認経営革新計画の趣旨又は目標を変えてしまうこととなるような変更が生じた場合
- イ 別表2に係る実施項目の実施時期が、事業年度を越えて実施されるなど、計画全体に影響を及ぼすような変更が生じた場合
- ウ 設備全体の能力に影響を及ぼすような機種又は台数の変更が生じた場合
- エ 設備単価の増減や運転資金の大幅な変更により、資金総額の大幅な変更が生じた場合
- オ 上記アからエ以外にも軽微な変更とは認められない場合

8. お問合せ・申請窓口

大阪府商工労働部中小企業支援室経営支援課経営革新グループ

〒559-8555

大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）25階

TEL : 06-6210-9494 FAX : 06-6210-9504

E-mail : keikaku-h17@gbox.pref.osaka.lg.jp

※申請書を送付いただく際は、電話でご一報いただきますようお願いします。

HP : 「中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画のご案内」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/keiei/>

なお、大阪府では、マイドームおおさか（大阪市中央区）でも申請説明会・個別相談会を開催していますのでご利用ください。詳しくは上記HPをご覧ください。



- Osaka Metro（旧市営地下鉄）中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約 600 メートル
- Osaka Metro（旧市営地下鉄）南港ポートタウン線「ト trade センター前駅」下車、ATCビル直結（約 100 メートル）